

## 実績報告書の提出について

本補助金の交付を受けた法人は全て、県交付要綱上に定められた提出期限までに実績報告書を提出する必要があります。

### (1) 提出書類

- ア 実績報告書（様式第4号）
- イ 介護職員処遇改善支援事業費補助金実績報告書（様式第5-1号）
- ウ 介護職員処遇改善支援事業費補助金実績報告書（施設・事業所別個表）（様式第5-2号）
- エ 別紙 介護職員処遇改善支援事業費補助金 賃金改善職員数報告書

### (2) 提出期限

令和6年10月31日（ただし、補助金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日又は令和6年10月31日のいずれか早い日）まで

**以下は留意事項となりますので、よく御確認の上、実績報告書の作成・提出をお願いします。**

### (1) 提出書類 ※全て新規に作成いただく様式になります

- ア 実績報告書（様式第4号）
- イ 介護職員処遇改善支援事業費補助金実績報告書（様式第5-1号）
  - ※「(確認用) 提出前のチェックリスト」の各項目に「○」があることを確認の上、提出してください。「×」がある項目については、内容を確認し、記入例等を参考に修正してください。
  - ※「2 実績報告について」において、③は令和6年4・5月の2か月分について入力してください。
  - ※虚偽がないことを証明する日付は、様式第4号の右上と同日としてください。
- ウ 介護職員処遇改善支援事業費補助金実績報告書（施設・事業所別個表）（様式第5-2号）
- エ 別紙 介護職員処遇改善支援事業費補助金 賃金改善職員数報告書
  - ※令和6年5月（1か月間）の労働に対する賃金等について、本補助金により賃金改善を行った静岡県内事業所の職員の実人数を記入してください。賃金改善実施期間の2月から5月までの4か月間で賃金改善した累計の職員数ではないので御注意ください。
  - ※5月までに事業廃止や休止等となった事業所においては、2月から5月の中で本補助金により賃金改善を行った最終月の状況について記入してください。

## **(2) 提出期限**

令和6年10月31日（ただし、補助金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日又は令和6年10月31日のいずれか早い日）まで

## **(3) 提出方法・提出先**

郵送で御提出ください。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部介護保険課介護人材班 処遇改善補助金担当あて

※封筒に、交付決定番号「福介第 250-〇号」と「実績報告書在中」と記載してください。